

令和6年度

第2回さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

議事要旨

日 時：令和7年3月26日（水）14時00分～15時30分

場 所：ときわ会館 5階 小ホール

出席者：

《委員》（出席）五十嵐委員、大津委員、草野委員、向後委員、小谷野委員、柴田委員、
滝澤委員、萩原委員、長谷川委員、保坂委員、渡辺委員

（欠席）神戸川委員、早川委員、若杉委員

《事務局》長寿応援部 兼山部長

高齢福祉課 矢田部課長、黒田副参事兼所長、関谷課長補佐兼係長、鈴木係長、
安本主任、岩瀬主任、豊田主事

いきいき長寿推進課 岩瀬参事兼課長、小池係長、松尾係長

介護保険課 山田課長、山口課長補佐兼係長、富澤課長補佐兼係長

議 事：（1）令和7年度さいたま市高齢者福祉関連主要事業について

（2）さいたま市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策
推進計画・成年後見制度利用促進計画の策定に向けて

資 料：

【資料1】令和7年度さいたま市高齢者福祉関連主要事業について

【資料2】さいたま市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画・成年後見
制度利用促進計画の策定に向けて

傍聴者：0名

1 開会

(事務局) 出席状況の報告、資料の確認、長寿応援部長の挨拶、委員紹介。

2 議事

大津会長による進行。本会議の公開及び会議資料の公表について合意。
傍聴の許可。

(議事1) 令和7年度さいたま市高齢者福祉関連主要事業について

事務局より【資料1】に沿って説明

・保坂委員より事前質問

(保坂委員) 3点質問がある。1点目は、148ページ、173ページのセカンドライフ支援事業について、り・とらいふ事業という名前があるが、この2つに違いはあるか。また、地域包括支援センターの会議にて、参加している市民にセカンドライフ支援事業やボランティア活動等、知っているか伺ったところ、あまり知らないようだった。地域包括支援センターの職員も同様だった。り・とらいふの申し込みは浦和PARCO内の1か所しかないため、やる気のある方でも、遠くて申し込みに行くことが難しい場合がある。今後、申し込みやすい体制、地域住民への広報ができるような体制を取っていただきたい。2点目は、175ページの老人クラブについて、元気なご家族の方に老人クラブ等の地域活動に加入しないかと聞くと、「私は老人ではない」と言われることが多い。団塊の世代には「老人」という名称が良くないのではないか。魅力を感じるような名称に変更した方が良くないか。また、ゲートボールの活動人口はどれくらいか。3点目は、たまねっこの予算はどこに記載があるのか。

→ (事務局) セカンドライフ支援事業とり・とらいふ事業について、「り・とらいふ」は本市で運営しているセカンドライフ支援センターの愛称。ご指摘の通り、セカンドライフ支援センターは浦和駅のPARCO、コムナーレのみであるが、登録の受付については、区役所でも可能。しかし、相談やマッチングについては、区役所では難しい部分があるため、現在はセカンドライフ支援センターで行っている。なお、相談やマッチングについては、セカンドライフ支援センターに足を運ばず、電話やメール等でも受け付けている。現状、市内にセカンドライフ支援センター2か所目を創設するのは難しい状況。次に、老人クラブについて、ご指摘の通り名称の変更についてお声をいただいている。しかし、「老人クラブ」は老人福祉法にて定められている名称になるため、変更は難しい部分がある。所管として、「老人」と付くと近寄りがたい印象があるため、さいたま市内の意見を踏まえ、老人クラブの愛称を「さいたまシニアクラブ」とし、できる限り愛称を使用している。また、ゲートボール人口について、さいたま市のゲートボール連盟に加入している方は174名いる。他に連盟に加入せずゲートボールを行っている方も多数いるが、具体的な数については把握できていない。シニアクラブにて行っている他の活動として、ボランティアやスポーツ・

文化活動、学習活動等がある。市や区の単位で、グラウンドゴルフ大会や芸能大会、音楽鑑賞会等も実施している。また、シルバーゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会は毎年開催している。こういった活動を通して高齢者の生きがいや健康寿命の増進の役割を担っていただいている。(高齢福祉課・セカンドライフ支援センター)

→ (保坂委員) ゲートボール人口が 174 名とのことだが、さいたま市の総人口から考慮するとかなり少ない。積極的にアピールし、シニアの方がさいたま市に住んで良かったと思えるような地域を目指し、活動していただきたい。また、セカンドライフ支援事業について、各区に窓口があるとのことだが、地域住民への周知が不足していると思う。各区高齢介護課の窓口に分かるような掲示や、地域包括支援センターに周知してほしい。友人と地域で活動し楽しい時間を過ごすことに価値があると思うので、積極的に周知してほしい。

→ (事務局) たまねっこ養成講座の令和 7 年度の予算措置状況について、Ⅱ-149 ページ、No20 に高齢者生活支援体制整備事業がある。こちらの事業内に市内全域で実施している個別の取組として、たまねっこ養成講座関連の事業費が含まれている。具体的な予算額として、高齢者生活支援体制整備事業全体の予算は 1 億 2444 万円、そのうち、たまねっこ関連予算額がおよそ 128 万 2000 円となっている。内訳としては、たまねっこ養成講座の講師の報酬費やテキストの印刷製本費、ポスター・チラシ等の作成業務の委託料等が含まれている。他にも事業全体の事業費の位置づけとして消耗品費や通信運搬費が予算計上されている。(いきいき長寿推進課・地域支援係)

→ (保坂委員) 育成数としては 100 人を目標として予算を組んでいるのか。

→ (事務局) 今年度は定員を 130 名とし目標を 100 人として掲げている。来年度もその目標値で継続して取組んでいきたい。(いきいき長寿推進課・地域支援係)

→ (保坂委員) 可能であるならば、100 名の目標だと各区に 10 人となり、地域包括支援センターの圏域で考えると 3 名や 4 名になってしまう。「仲間がいないと活動したくない」という意見をお持ちのたまねっこさんもいるため、たまねっこを継続して養成していただきたい。

・渡辺委員より事前質問

(渡辺委員) 3 点述べたい。1 点目は 149 ページの No23 の老人クラブ育成支援について、単位クラブあたりの補助金は会員数によって金額が変わる。昭和 39 年に作成した制度では、会員数が 30 人を下回ると補助対象から除外されてしまう。30 人から 45 人までは 4 万円、45 人から 100 人までは 6 万円と階層が大きかった。毎年各区や市の単位の老人クラブにて 100 人規模で会員数が減少している。減少を防止するため、段階を小さくする取組を今年から実現した。その影響で活動がしやすくなったと思う。2 点目は 149 ページの No26 について、老人クラブ内で J A G E S の広報に努めているが普及が難しい。市としてこのように取り上げるならば、もう少し大々的に周知する取組が必要ではないか。特に民生児童委員や社会福祉協議会を含め、境目のない活動を行っているため、その方向けに研

修会等あれば良いのではないか。3点目は148ページのNo17について、ねんりんピックを来年11月に開催する予定で、体制ができてきているが、PRが足りないのではないか。特にスポーツ関連はバックについている団体があるため、競技ごとに出場メンバーや運営体制を整えるのはスムーズに進みそうである。スポーツの他に、民謡や地踊りといった地域文化の発表を行う企画もある。さいたま市にこだわらず、他の市町村と一緒に実施することが可能なら、老人クラブとして支援できると思うので、その点についてご検討いただきたい。

→(事務局)1点目の老人クラブの補助金については以前から課題となっていた。従来は45人ほどの単位だったが、現在は改定を行い、15人刻みで補助金の単位を設定することができた。30人以下に会員が減少した場合についても、暫定措置として補助金を出すような要綱に移行することができた。一番下の階層の30人以下の会員に対する補助金が3万円だったが、4万円に移行することも可能となった。このようにシニアクラブの会員の減少を止めるよう市として可能な限り取組んでいきたい。3点目のねんりんピックについて、埼玉県で行うスポーツ・文化で30種目競技があるが、併せてご意見の通り、地域文化伝承館を行う。こちらは地域の文化継承活動や民俗芸能、郷土芸能の継承活動を通して、健康や生きがいづくりの活動の実践や発表を行っていただくものになっている。こちらについては、今後埼玉県老人クラブ連合会を事務局として実行部会を設定すると聞いている。市として、先進大会の情報をもとに県の実行委員会へ共有し、様々な発表ができるような機会を設定していきたい。(高齢福祉課・セカンドライフ支援センター)

→(事務局)2点目にいただいたJAGESに関するご意見について、ご指摘の通り、老人クラブや社会福祉協議会等をはじめとして、地域の介護予防にかかわる多様な支援者の方に調査結果をご承知いただき、活用していただくことは非常に有意義であると認識している。補足として、JAGESプロジェクトに関して、ご説明させていただくと、全国75市町村と、一般社団法人日本老年学評価研究機構が共同で実施する、健康長寿を目指した予防施策の科学的根拠づくりを目的したプロジェクトになっており、3年に1度のサイクルでアンケート調査の分析を実施している。このアンケート調査については、市内在住の要介護認定を受けていない、無作為で抽出した高齢者9000名を対象としており、具体的には高齢者の方々の健康状態や暮らし、社会背景等をアンケート調査から把握する。地域別の特性や状況を見える化することで、課題に対する対策の手がかりの発見や実際の取り組みの実践、その効果や結果のフィードバックなどを行う仕組みとなっている。この活用の仕方については、地域の支援者が集う会議等において、JAGESの調査から分かった課題や傾向に対して、区の高齢介護課や地域包括支援センターから関連する項目の情報提供を行う形で活用を進めているところ。一方で、非常に調査内容が多岐にわたる点や統計学的な専門性の高さ、他にも、調査結果が地域間の比較も可能になるという性質がある。この調査内容が、生活状況、或いは経済的な状況も分かるものになっているため、内容については考慮していく必要がある。については、情報提供の共有やあり方は、引き続き検討を重ねていながら活用進めていきたい。(いきいき長寿推進課・介護

予防係)

萩原委員より事前質問

(萩原委員) 175 ページの No 5 の「高齢者等の移動支援事業」について、個別多様化したニーズをくみ上げ検討をしたが、交通事故等のリスクを協議した結果、事業開始に至らなかった。このようなリスクに対する補償はどのように考えているのか。

→(事務局) 本事業についてはご指摘の通り、交通事故等のリスクはある。所管としては実施団体に安全に運行いただくことが非常に重要であると考えている。現在の補助金の交付要綱の中に自動車保険、ボランティア保険に係る保険料、交通安全講習等の講習費用を補助対象としている。しかし交通事故等のリスクはこれで防げるわけでないため、移動支援の実施団体や協力法人等の運転手に安全運転に関する意識啓発を行う等、移動支援事業を安心して実施していただくために市としてさらなる支援を行っていききたい。また、運転手の確保については地元では難しいといったご意見も多く聞かれる。社会福祉法人さんにこれまでも、ご協力いただけるか依頼させていただいているため、ご協力いただける法人さんの把握についても引き続き進めていききたい。(高齢福祉課・企画施設係)

- ・(向後委員) 全体的な内容になるが、資料の中で医療のキーワードが少ないと感じた。体調管理をしたうえで、その状態を維持しながら要介護度が進まないような生活を維持していくことが重要。地域包括支援センター主催の集まりに参加した際、まちかど薬剤師相談には普段、薬局ではできない相談を抱える市民が多かった。今後事業を進めていくうえで、医療とも連携していく必要があるのではないか。また、188 ページ(4)の一般介護予防事業については、専門職が数多く関係しているかと思うが、薬剤師は入っていない。日々の生活や体調管理についても寄り添いながら対応していくうえでは、今後事業に参加していきたいのでご検討いただきたい。今後予定している法改正では、健康サポート薬局から都道府県知事認定の健康増進支援薬局へと名称を変える予定。病気かなと感じたら病院がファーストアクセスになるのではなく、薬局でまず薬剤師に相談をしてご自身で体調管理をしていくセルフメディケーションが重要。薬剤師が早い段階から深くかかわることを国も求めている。その意味でも今後治療という意味ではなく、健康の維持や予防という観点、また、治療と意味であっても介護保険によるサービスの中に医療提供サービスがあることから医療の必要性、特に薬局や薬剤師についても明記をしていただきたい。

→(事務局) まず資料 1 に、医療的な部分の記載がないというご指摘については、市全体の地域医療を行っているのが保健衛生局という別の局である。そちらで関連する地域医療の施策が掲載されている。一方で当課の方の医療の関わりでは、地域包括ケアシステムの中に、医療と介護と生活支援介護予防があり、その中で一体的に推進をしている状況。その医療的な観点の施策では、在宅医療介護連携推進事業を行っており、医療と介護を接続させるための、顔の見える

関係や、在宅医療に関連した入退院支援ルールの作成などの事業を進めている。先ほどご意見いただいた、薬局や薬剤師とのかかわりについて、市で進めている介護予防の取組は、単に教室開催をするような介護予防を行うだけではなく、現在行っているような専門職、多様な主体のお力をいただきながら、介護予防の取組みをすべきという認識を持っている。そうした観点から薬剤師や薬局の関わりも、取組を進める中で連携をしながら進めていきたい。(いきいき長寿推進課・介護予防係)

- ・(草野委員) 介護人材の確保について、市の考えや予算状況、次期計画に向けた考えを伺いたい。県でもよく議論に上るのは介護人材の確保対策である。サービスがあっても支え手がいないと地域包括ケアシステムの維持や必要な介護サービスの提供ができないため、様々な検討を行っている。事業所は介護人材やケアマネージャーについて不足感がある。そのため、県ではハローワークや県の社会福祉協議会の福祉人材センター等と連携し、人材不足の対策を行っているが、有料職業紹介の事業所を求職者、求人施設側ともに頼りにしている傾向がある。求人施設は身近な場所で人材の確保を希望し、求職者も働きやすい職場環境で通勤に負担のない場所で働きたいという希望がある。そのため身近な市町村と連携して、新たな人材確保のため、就職相談会を実施している。また、介護職の場合は、保育の分野と違って国家資格がなくても、比較的就職が容易であり、元気な高齢者の方も参入しやすい特性もある。初任者研修への補助や、実務者研修への補助、外国人人材の確保対策、ICTや介護ロボットの導入による生産性向上のような、様々な対策を講じて、若い方や多様な方の参入を図っていきたいと考えている。市としてのお考えを伺いたい。

→(事務局) 介護人材の確保については181ページ下段の介護保険事業者指定事業として行っている。4の介護に関する入門的研修実施事業は介護未経験者にまずは介護について学んでいただく事業。埼玉県補助金を活用している。5の介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業は、国の事業を活用している事業で、人材不足の原因である処遇の低さを改善するため、事業所に処遇改善加算という加算をとっていただけるよう、社会保険労務士を派遣する事業。今後も国や県の事業を活用しつつ、様々な取組を行っていきたい。施設整備を検討している事業者は、今年度ヒアリングしてきたが、人が集まらない、職業紹介を活用しても手数料が高く負担との意見、最も定着してくれるのは、従業員からの紹介という話もいただいた。人材の定着については、この資料には記載がないが、令和6年度の2月補正予算にて、訪問介護未経験者に経験者が同行する際の補助事業を新年度から実施する予定。現在は県や国の事業を活用しているが、今後は市単独の予算を確保できるよう取り組んでいきたい。(介護保険課・事業者係)

- ・(五十嵐委員) 現場でこの計画を実践する立場から何点か質問がある。まず、今の高齢者は非常に恵まれていると思う。市には数多くの事業があるが、全体像が掴めない。この計画のもとになる考えは何か、目標はどこか、今何が足りている

か、これから何を強化するのか、その観点が分からない。そのため意見も述べようがない。多くの事業があり、高齢者にとっては恵まれていると思うが、不足していること、来年の予定、方向性等について、示すと理解しやすいと思う。2点目について、現場にいると達成感がない。188ページに記載がある、生きがい健康づくり教室やますます元気教室は大好評。何人参加しているのか、自分の町は分かるが、市全体の参加者数はどれくらいか分からない。さいたま市全体で目標値に届いているのか。現場の人間としては、手応えがないため市の考えを聞きたい。3点目について、地域包括支援センターのおかげで市民は助かっている。地域包括支援センターが所管する人数は何人か。地域の会議に出ても、分からない部分が多く、メーターにならない。もう少し数字を見せていただきたい。4点目について、ひとり暮らし高齢者あんしんコールセンター相談事業は10年前から話題になり人気だったが、現在はどうか。どのくらいの人が利用しているのか、市民に行き届いているのか。現場の人間として把握したい。計画の大きな方向性を見せていただきたい。

→（事務局）計画に対する質問か。（高齢福祉課・企画施設係）

→（五十嵐委員）資料2に計画の策定とあるが、これは老人福祉法及び介護保険法等を根拠として老人福祉計画や介護保険事業計画等を一体的に策定しているとあるが、これはさいたま市特有ではなく他市町村も同じである。私はさいたま市としての方向性を知りたい。

→（事務局）計画に関しては議題2にてご説明させていただくが、ご質問頂いた点について回答する。地域計画の策定にあたり、来年度調査を重点的に行い、その数字を踏まえ、再来年度策定を進めていく予定。現行の9期計画についても各事業に数値目標を設定しているため、事業評価を行い精査することで、次期計画に必要な数字を踏まえて策定を進めていきたい。そのため、議題2では、骨子案はないが、次期計画の方向性や動きについて、本日は説明させていただく予定。（高齢福祉課・企画施設係）

→（五十嵐委員）大枠でも分かれば今回の会議で意見が出しやすいと思った。

→（大津会長）時間の都合上、次の議題に進みたい。

（議事2）さいたま市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画の策定に向けて

事務局より【資料2】に沿って説明

意見等なし

- ・（大津会長）本日の意見について、事務局の方で、事業に反映するようお願いする。

4 閉会

（事務局）事務連絡等

以上